

「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」について



国土交通省は、平成 15 年 3 月 26 日までに港湾での底質ダイオキシン類対策のための技術的指針をまとめ、公表した。

ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準(基準値:150pg-TEQ/g)が平成 14 年 9 月 1 日から施行されたことに伴い、国土交通省は「港湾における底質ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、港湾でのダイオキシン類対策のための技術的指針の策定を行っていた。

この技術指針は、港湾区域内での水底底質の常時監視、浚渫工事等の事前調査で底質環境基準値を超えるダイオキシン類を含む底質の存在が確認され、対策を講じる場合に適用するものである。

この指針に、以下の 3 つの内容が含まれている。

(1) ダイオキシン類に汚染された底質の対策範囲決定のための調査方法

汚染範囲等を確定するため、概況調査、精密調査の 2 段階で調査を行う。

概況調査においては、汚染分布の概略を把握(概ね 1km 格子間隔)し、汚染経路の推定等を実施する。

精密調査においては、汚染範囲および汚染底質量を確定するために、詳細な平面分布(100~200m 格子間隔)及び深度方向の広がりを把握する。

(2) 処理、処分工法の選定や各工法の指針

浚渫・掘削除去、覆砂と原位置固化処理の 3 方法がある。

浚渫・掘削除去

汚染底質を浚渫・掘削除去し、埋立等の最終処分を行う方法である。第一の方法は、海面埋立処分である。第二の方法はダイオキシン類濃度が 3,000pg-TEQ/g 以上の高濃度の場合、ダイオキシン類を分解無害化する方法である。

覆砂

汚染底質の上に良質な土砂などを撒布することにより、経路を遮断する方法である。

原位置固化処理

汚染底質に、原位置または作業船上等気中でセメント系固化材を混合することにより固化し、経路を遮断する方法である。

(3) 工事着手前、工事中、工事完了後のモニタリング方法

工事着手前調査は、工事を行う前の対象海域の状況を把握するために行う。工事中のモニタリングは汚染の拡散が発生していないかを監視するために行う。工事完了後のモニタリングは対策の効果を確認するために行う。

資料:国土交通省報道発表資料 平成 15 年 3 月 26 日付

環境分析部 クロマト研究課 白 亜力

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

